

令和 8 年度「貨物自動車用ヒーター」助成金受付開始

一般社団法人 鳥取県トラック協会

1. 申請受付期間

(1) 1 次受付期間 令和 8 年 10 月 1 日～令和 8 年 10 月 30 日

予算オーバーの時は、先ずアンケート提出者を優先し、次に先着順で決定します。

なお、上記受付期間末で予算に余裕がある場合のみ、11 月以降も受付します。(先着順受付)

* 申請は、必ず導入を決定されている場合のみ提出して下さい。

2. 申請対象者

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 2 月 22 日の間に、新品機器を購入（現金・割賦販売）またはリースで装着する会員事業者で、その際の導入費用（含む装着費、除く消費税）に対し助成を行う。

3. 対象機器・車両

- (1) エンジン停止時に相当時間連続して使用可能な車載用暖房機器のエア－ヒーターで全ト協が認めたもので別表の「助成対象貨物自動車用ヒーター一覧表」のとおりとする。
- (2) 装置を取り付ける車両は、会員事業者が使用する車両で、かつ使用の本拠の位置が鳥取県内の営業用（緑ナンバー）貨物自動車であること。

4. 助成金額・予算枠

- (1) 助成額 機器 1 台当り 導入費用の 2 分の 1 で限度額は、上限 60,000 円とする。
- (2) 予算枠 全ト協、車載バッテリー式冷房装置と合わせて 36 万円
(全ト協の助成金のみで、交付金の助成金はありません。)
- (3) 助成条件
国からの補助金が交付された装置に対しては、助成対象外となります。

5. 申請時提出書類

- ①貨物自動車用ヒーター助成金交付申請書（様式 1）
- ②導入する機器メーカー名・機器名称・型式・数量・金額（単価と総額、除く消費税）等が記載された見積書（写）

6. 交付決定

貨物自動車用ヒーター助成金交付決定通知書を FAX で送付する。

7. 実績報告期限 導入・支払完了後 2 か月以内

最終報告期限：令和 9 年 2 月 22 日（月）

- 提出書類
- ①貨物自動車用ヒーター導入助成事業実績報告書（様式 3）
 - ②貨物自動車用ヒーター装着証明書（様式 4）
 - ③誓約書（様式 5）
 - ④請求書（写）……機器の名称・型式・数量・金額（単価と総額、除く消費税）の記載があるもの
 - ⑤領収を確認できるもの（領収書等（写））……請求書と同額なもの（リース・割賦販売の場合も販売会社が発行したリース会社等宛のものがが必要です。）
 - ⑥リース契約書・割賦販売契約書（写）……機器メーカー名・機器名称・型式・数量の記載のあるもの
 - ⑦装着車両の「自動車検査証記録事項（写）」

8. 申請をされる方は、交付要綱・申請書類・報告書類等については、鳥ト協ホームページからダウンロードをお願いいたします。

URL： <https://www.torakyo-tottori.or.jp/member/josei.html>

お問合せ先 （一社）鳥取県トラック協会 担当 宮本 TEL 0857-22-2694